

静岡県農業技術産学官連携研究開発センターの設置、管理及び使用料に関する条例施行規則をここに公布する。

平成29年3月24日

静岡県知事 川勝平太

静岡県規則第10号

静岡県農業技術産学官連携研究開発センターの設置、管理及び使用料に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、静岡県農業技術産学官連携研究開発センターの設置、管理及び使用料に関する条例(平成29年静岡県条例第3号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(許可の申請)

第2条 条例第6条第1項前段の許可の申請は、様式第1号による使用許可申請書を知事に提出して行うものとする。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 使用に係る研究開発の計画を記載した書類
- (2) 貸借対照表及び損益計算書又はこれらに類する書類
- (3) 前2号に掲げるもののほか、知事が必要と認める書類

3 条例第6条第4項において準用する同条第1項前段の許可の申請は、許可の期間が満了する日の3月前までに、様式第2号による更新許可申請書を知事に提出して行うものとする。

4 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 期間の更新の必要性を説明する書類
- (2) 前号に掲げるもののほか、知事が必要と認める書類

5 条例第6条第1項後段(同条第4項において準用する場合を含む。)に規定する変更の許可の申請は、様式第1号による使用変更許可申請書を知事に提出して行うものとする。

6 前項の申請書には、変更に係る研究開発の計画を記載した書類その他の知事が必要と認める書類を添付しなければならない。

(条例第13条第2号の規則で定める日)

第3条 条例第13条第2号の規則で定める日は、次の各号に掲げる施設の区分に応じ、当該各号に定める日とする。

- (1) 交流室 使用の日の15日前の日
- (2) 会議室(交流室を除く。) 使用の日の3日前の日

(補則)

第4条 この規則に定めるもののほか、静岡県農業技術産学官連携研究開発センターの管理に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、条例の施行の日から施行する。

様式第1号（第2条関係）（用紙 日本工業規格A4縦型）

使用
使用変更 許可申請書

年 月 日

静岡県知事 氏 名 様

申請者 住所 { 法人にあっては、その主たる
事務所の所在地 }
氏名 { 法人にあっては、その名称及
び代表者の氏名 } (印)
{ 氏名（法人にあっては、その代表者の氏
名）を自署する場合は、押印は不要です。 }

次のとおり静岡県農業技術産学官連携研究開発センターの使用の 許可
許可に係る事項の変更の許可
を受けたいので、静岡県農業技術産学官連携研究開発センターの設置、管理及び使用料に関する条例
第6条第1項前段
第6条第1項後段 の規定により申請します。
第6条第4項において準用する同条第1項後段

施設 の 名 称			
使 用 目 的			
業 種			
使 用 期 間	年 月 日から 年 月 日まで		
変 更 内 容 (年 月 日付け 許 可 の 変 更)	変更事項		
	変更理由		
連 絡 先	住 所		
	氏 名		電話番号

(注)

- 1 不要な文字は、抹消すること。
- 2 「変更内容」の欄は、使用変更の許可申請の場合に記入すること。

様式第2号（第2条関係）（用紙 日本工業規格A4縦型）

更新許可申請書

年 月 日

静岡県知事 氏 名 様

申請者 住所 { 法人にあっては、その主たる事務所の所在地 }
氏名 { 法人にあっては、その名称及び代表者の氏名 } ①

{ 氏名（法人にあっては、その代表者の氏名）を自署する場合は、押印は不要です。 }

次のとおり静岡県農業技術産学官連携研究開発センターの使用の許可の更新の許可を受けたいので、静岡県農業技術産学官連携研究開発センターの設置、管理及び使用料に関する条例第6条第4項において準用する同条第1項前段の規定により申請します。

施設の名 称				
使用の許可の期間	年 月 日から	年 月 日まで		
更新後使用期間	年 月 日から	年 月 日まで		
更新の理由				
連絡先	住所			
	氏名		電話番号	